

監査結果（包括外部監査）に係る措置通知書

文化観光局	(令和3年度)	
監査結果 (指摘事項)	改善措置	
<p>【指摘10】完了報告について</p> <p>委託仕様書や契約書において、完了報告書の提出が求められている。しかしながら、作業時間を中心とした一部完了報告が12か月分提出されているが、全体的な完了報告は受け取っていない。その結果、現状の実務は委託仕様書に規定される業務に関する提案が残っていないなど、契約書等の文言規定と一部乖離が生じており妥当とは言えない。</p> <p>区分払い事務を行うための書類としては過不足ないとのことであるが、時間の報告だけで総括的な完了の報告がない場合は、市において委託内容の実績の十分な検討が困難となる面も生じ得る。受託し業務を実施した結果や課題・対応等、今後の委託内容の改善に役立つような意見を含めた完了報告書をもらうなど、今後の仕様の在り方に役立てるような対応が望まれる。</p> <p>市は、委託仕様書や契約書の趣旨を勘案し、適切な報告を求めるべきである。</p>	<p>年間を通した提案等を行いやすいように、令和4年度契約から、全体的な完了報告として年間活動報告書を提出させることを委託仕様書に明記した。</p>	